

総合評価落札方式導入の必要性と進め方

北陸地方整備局

- **総合評価関係事務の演習講習会について**
- **総合評価落札方式導入の必要性**
- **総合評価落札方式導入のポイント**
- **総合評価落札方式の進め方**

総合評価関係事務の演習講習会について

総合評価落札方式の導入の推移（全国）

□ 平成17年に「公共工事の品質確保の促進に関する法律」が制定され、基本理念として**価格と品質が総合的に優れた内容の契約**がなされることによって、公共工事の品質を確保すること等を規定（**総合評価落札方式の導入**）。



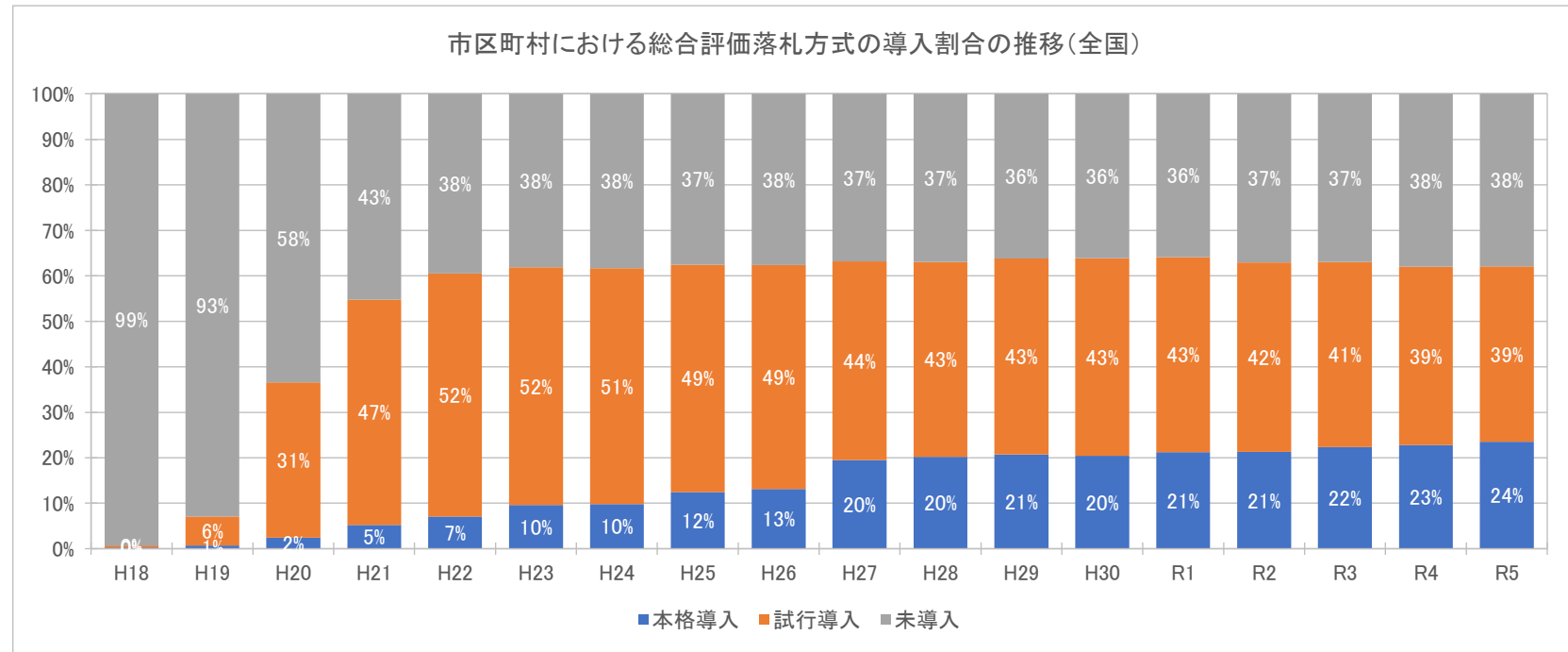
期待される効果

- ダンピングの防止
- 不良・不適格業者の排除
- 談合防止



公共工事の品質確保

□ 全国の市区町村における総合評価落札方式の導入割合は、60%程度（試行導入含む）であり、平成22年頃より、大きな変化は見られない。



※「入札契約適正化法に基づく実施状況調査の結果」より集計。
※ 数値は、調査年度(前年度の実績)における結果を示す。

総合評価演習講習会の位置付け

総合評価落札方式の実施割合(北陸)

- ❑ 北陸の市町村における総合評価落札方式は、平成29年に約半数で実施されていたが、徐々に減少傾向にある。
- ❑ 令和5年実績では、1件以上実施した市町村は約34%(22市町村)※である。
- ❑ 人口が多い市町村ほど実施率が高い傾向にあるが、規模に関わらず、実施されている。

※ 北陸ブロック発注者協議会独自アンケート調査結果より(R06.04調査)



総合評価演習講習会

- ❑ 総合評価落札方式による工事発注事務の知識習得の支援を目的に実務者を対象として平成23年度から「総合評価関係事務の演習講習会」を開催。

- ・ より多くの市町村で総合評価が取り入れられるように導入、実施にあたって参考となる解説資料を作成。

- 
- ◆ 今後は、効率的に幅広く受講頂くため、資料をHPにて公表
 - ◆ 自主学習を行う型式で開催

※ 本資料は、「地方公共団体向け 総合評価実施マニュアル」「総合評価方式使いこなしマニュアル」等を参考に作成しています。

「地方公共団体向け 総合評価実施マニュアル」 【改訂版】

(平成 20 年 3 月 国土交通省)

<https://www.mlit.go.jp/common/000020197.pdf>



1	22	39
5	25	40
5	27	41
6	28	45
7	29	61
8	30	65
9	31	69
10	32	74
11	32	
13	33	
15	33	
16	34	
17	34	
19	35	
21	36	
	36	
	37	
	38	

Contents

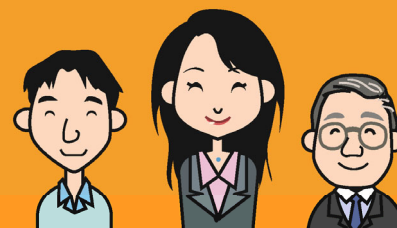
「総合評価方式使いこなしマニュアル」 【第2版】

(平成 19 年 3 月 国土交通省)

<https://www.mlit.go.jp/tec/nyuusatu/pdf/manual2.pdf>

総合評価方式 使いこなし マニュアル

公共工事品確法をふまえて



— 第2版 —
平成19年3月

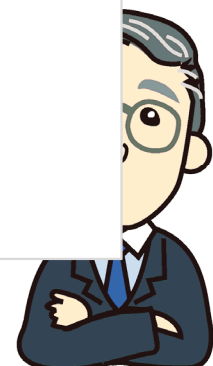
「公共工事の品質確保の促進に関する施策を総合的に
推進するための基本的な方針」P97

自治体に聞きまして

「品確法」や「総合評価方式」の
名前は知っていても、内容がわからない。

地方自治体の悩み①

10?



総合評価落札方式導入の必要性

(1) 公共工事の調達の特徴

一般の商品



企業の利潤追求



生産
(安定した環境下での品質管理)



マーケットによる評価

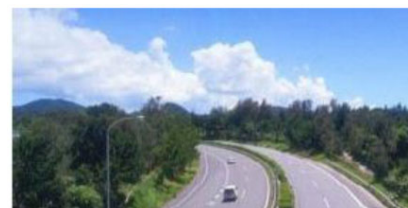
多数の消費者が品質、
価格の両面で評価



購入
(価格に見合った品質の商品を購入)

評価の反映

土木構造物



公共の福祉の増進



調達(購入)
(契約時点では仕様・品質を要求)



生産
(現地条件を踏まえた施工・品質管理)



国民による評価

安全性・利便性の向上や
長期的な耐久性で評価

評価の反映

(2) 公共工事の品質特性

公共工事の特性・・・一般の製造業には無い特徴

- ◆ 単品受注生産～契約時点で工事目的物が存在しない
- ◆ 現地生産～品質管理に工夫が必要
- ◆ 不可視部分が多く不良があっても発見が困難
- ◆ 不良品と判明しても取り替えることは著しく困難

公共施設の特徴

- ◆ 不特定多数の国民が長期にわたり活用
- ◆ 一般に施設の規模が大きく、工事段階及び管理段階において環境への影響が大きい
- ◆ 施設のライフサイクルにわたる長期間の品質確保が必要
- ◆ 公的機関によって公的資金を主たる財源として整備

発注者責任！

(3) 発注者に求められる視点

1. 国民(納税者)の視点に立って、良いサービスを、適正な価格で提供する
(「安かろう、悪かろう」ではダメ、国民の理解が得られるもの)
2. 十分な競争環境を確保した建設市場を創出する



「国民(納税者)」、「発注者(サービス提供者)」、「建設産業」
全てに理解される入札契約制度を目指すことが重要

(4) 品質低下の懸念（品確法制定の背景）

過剰供給構造（公共投資の減少・業者数横ばい）

- 価格競争が激化
- 著しい低価格による入札やくじ引きの増加
- 技術的能力が高くない建設業者が施工

- 
- 善良な企業の疲弊
 - 賃金不払い
 - 労働条件の悪化
 - 不適格業者の参入



公共工事の品質低下が懸念
価格と品質が総合的に優れた調達の実現が必要



建設業者の技術的能力を適切に審査する仕組みが必要



「公共工事の品質確保の促進に関する法律」を制定（H17）
総合評価落札方式を導入

(5) 公共工事の品質確保の促進に関する法律（制定時）

（品確法：議員立法によりH17年に制定）

■目的

公共工事の品質確保に関し、基本理念を定め、国等の責務を明らかにするとともに、公共工事の品質確保の促進に関する基本事項を定めることにより、公共工事の品質確保の促進を図り、もって国民の福祉の向上及び国民経済の健全な発展に寄与（第1条）

■基本理念

公共工事の品質は、建設工事が、目的物が使用されて初めてその品質を確認できること、その品質が工事等（工事及び調査等をいう。以下同じ。）の受注者の技術的能力に負うところが多いこと、個別の工事により条件が異なること等の特性を有することに鑑み、経済性に配慮しつつ価格以外の多様な要素をも考慮し、価格及び品質が総合的に優れた内容の契約がなされることにより、確保されなければならない。（第三条第2項）

(6) 品確法改正の背景 (H26、R1、R6改正)

◎課題(背景)

- ◆ 建設業者数、建設就業者数の減少
- ◆ 従事者は60代が多く10年後には大半が引退
- ◆ 若年入職者の不足
- ◆ 全産業平均より年間300時間以上の長時間労働
- ◆ 他産業では一般的な週休2日も未確保
- ◆ 気候変動により、自然災害が頻発、激甚化
- ◆ 社会資本の老朽化(維持管理の必要性)

◎対策

生産性の向上

- ◆ ICT技術の全面的な活用
- ◆ 規格の標準化(Co工)
- ◆ 施工時期の平準化

現場環境の改善

- ◆ 快適トイレ
- ◆ 週休2日の促進(適切な工期設定)
- ◆ 安全衛生(安全な現場)

適正利潤の確保

- ◆ 適切な設計変更
- ◆ 予定価格の適正な設定
- ◆ 技術と経営に優れた業者の評価・選別

担い手の確保(労働力不足の解消)

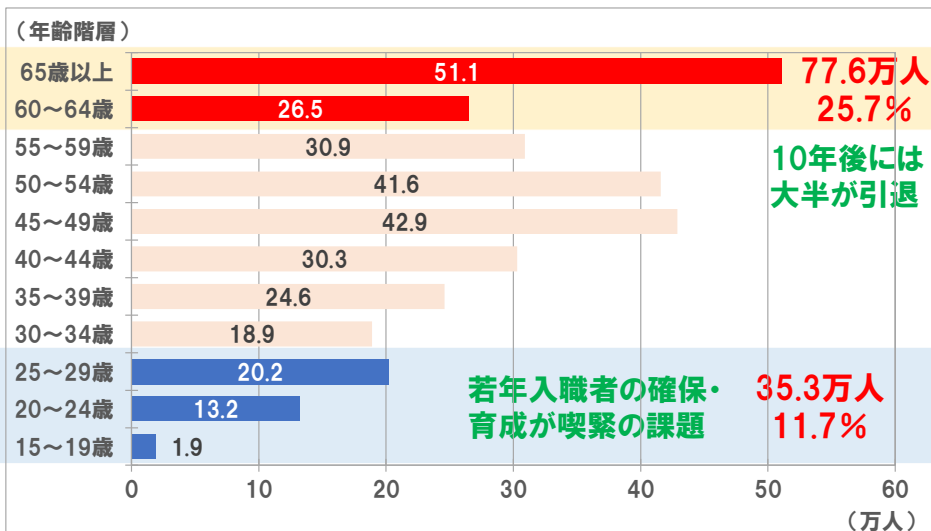
- ◆ 品確法は、**公共工事の品質確保**とその担い手の中長期的な育成・確保を図り、災害対応、インフラ整備・メンテナンス等の役割を果たし続けることを大きな目的とし、喫緊の課題の解消に向け取り組む項目の見直しを図るため、**H26より5年ごとに改正**。
- ◆ 総合評価落札方式については、**改善を図りながら活用**することを明記。

(7) 建設産業の役割と課題（参考）

担い手の確保及び働き方改革

◆ 人手不足（入職者減・離職者増・高齢化進行）

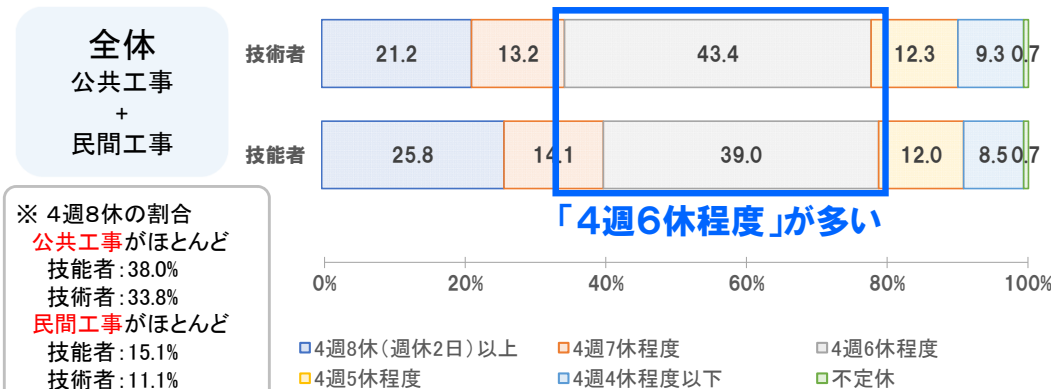
建設従事者の年齢構成分布（全国）



出所：総務省「労働力調査」（令和4年平均）をもとに国土交通省で作成

◆ 長時間労働が常態化（週休2日も未確保）

建設業における平均的な休日の取得状況



出典：国土交通省「適正な工期設定による働き方改革の推進に関する調査」（令和6年8月6日公表）

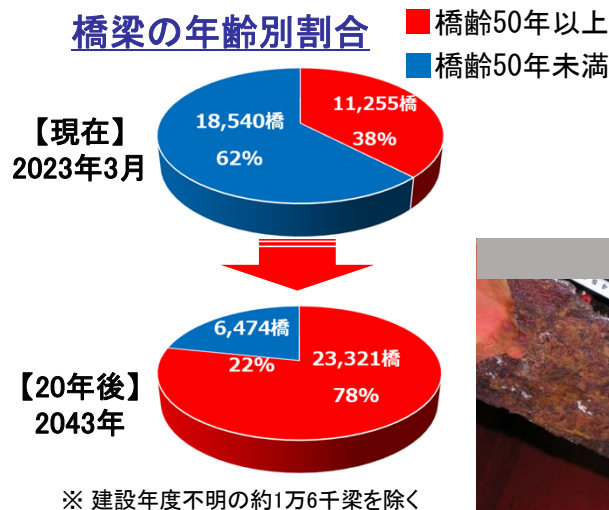
公共工事の方が「4週8休」の割合が高い

建設業が支える役割の増加

◆ 気候変動により、自然災害が頻発、激甚化



◆ 社会資本の老朽化（維持管理の必要性が増加）



総合評価落札方式導入のポイント

(1) 総合評価落札方式とは

- ◆価格競争方式 : 価格だけで評価
- ◆総合評価落札方式 : 価格と価格以外の要素(技術力)を総合的に評価
(品質を高めるための技術やノウハウなど)

価 格



総合評価

価 格

+

品 質

価格以外の要素

① 企業の施工実績、工事成績評点

② 配置予定技術者の資格、施工実績

③ その他の評価項目(企業の地域貢献等)
(営業拠点の所在地、災害時の活動実績 等)

④ 技術提案、簡易な施工計画

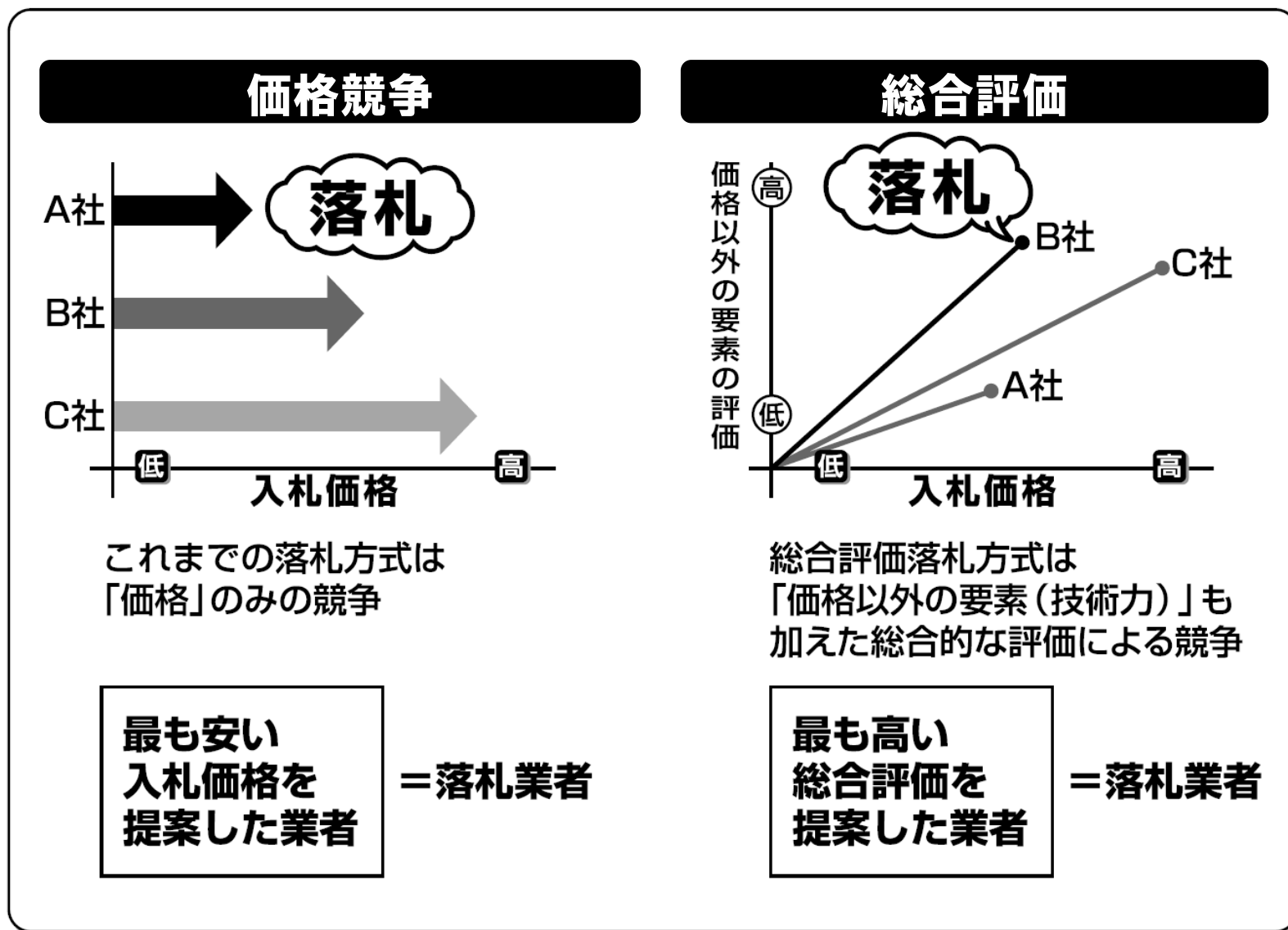
価格競争方式において競争参加資格を確認する際に業者に求めている情報と同じ

各地方公共団体で評価項目を設定

市区町村向け簡易型は不要

(2) 総合評価落札方式での評価

- ◆総合評価落札方式では、「価格」の他に「価格以外の要素(技術力)」を評価の対象に加えて、技術と価格の両面から見て最も優れた案を提示した者を落札者とする。



(3) 総合評価落札方式の主なタイプ（市町村向け）（1/2）

技術的能力の審査

技術的な工夫の余地が小さい

（特に小規模な工事）

一般的な工事

技術的な工夫の余地が大きい

施工上の工夫等一般的な
技術提案を求める工事

高度な技術や優れた工夫を
含む技術提案を求める工事

個別工事に際しての技術審査

- ◆ 建設業者及び配置予定技術者の同種・類似工事の経験
- ◆ 簡易な施工計画（市区町村向け簡易型を除く。）
- ◆ 必要に応じ、配置予定技術者のヒアリング

技術力を評価

施工実績 等

簡易な施工計画の評価
施工実績 等

体制が脆弱な市区町村に
おいては、より簡易な方式
を活用

総合評価

施工能力評価型Ⅱ型
（特別簡易型）

総合評価

施工能力評価型Ⅰ型
（簡易型）

高度な技術力を
審査・評価

・施工上の提案
安全対策、環境への影響、
工期の縮減 等

高度な技術力を
審査・評価

・構造物の品質の
向上を図る提案
強度、耐久性、景観、
ライフサイクルコスト等

技術提案の改善

予定価格の作成

総合評価

技術提案評価型S型
（標準型）

総合評価

技術提案評価型A型
（高度技術提案型）

価格競争

※ 総合評価落札方式のタイプは国土交通省直轄工事における名称。

カッコ内の名称は、「地方公共団体向け 総合評価実施マニュアル」における名称であり、発注機関毎に名称は異なる。

(3) 総合評価落札方式の主なタイプ（市町村向け）（2/2）

①施工能力評価型Ⅱ型（特別簡易型）※ 市町村向け簡易型

技術的な工夫の余地が小さい一般的で小規模な工事において、施工計画の評価を要件とせず、同種工事の施工実績や工事成績など、定量化された評価項目と入札価格を総合的に評価する方式。

②施工能力評価型Ⅰ型（簡易型）

技術的な工夫の余地が小さい一般的な工事において、同種・類似工事の施工実績や工事成績などに加え、特定のテーマに沿って作成された簡易な施工計画を求め、評価項目と入札価格を総合的に評価する方式。

③技術提案評価型S型（標準型）

技術的な工夫の余地が大きく、施工上の工夫等一般的な技術提案を求めることが適切な工事に適用される方式。

④技術提案評価型A型（高度技術提案型）

技術的な工夫の余地が大きい、高度な技術提案を要する工事に適用される方式。

※ 総合評価落札方式のタイプは国土交通省直轄工事における名称。

カッコ内の名称は、「地方公共団体向け 総合評価実施マニュアル」における名称であり、発注機関毎に名称は異なる。

(4) 市町村向けの簡易型総合評価落札方式

- ◆市区町村向け簡易型総合評価方式は、施工計画の評価を要件とせず、同種工事の施工実績や工事成績など、定量化された評価項目と入札価格を総合的に評価する方式。
- ◆施工実績や工事成績など、適切な評価を経て定量化された評価項目を可能な限り設定
- ◆入札参加者の施工能力をより簡易に評価
- ◆発注者にとって過重な事務負担を軽減しつつ、価格以外の要素を適切に盛り込むことを目的

価格以外の評価項目

施工計画の評価を要件としない

- ① 企業の施工実績、工事成績評点
- ② 配置予定技術者の資格、施工実績
- ③ その他の評価項目(企業の地域貢献等)
(営業拠点の所在地、災害時の活動実績 等)

価格競争方式において競争参加資格を確認する際に業者に求めている情報と同じ

- ・契約書の写し
- ・CORINS(コリンズ)登録番号 等

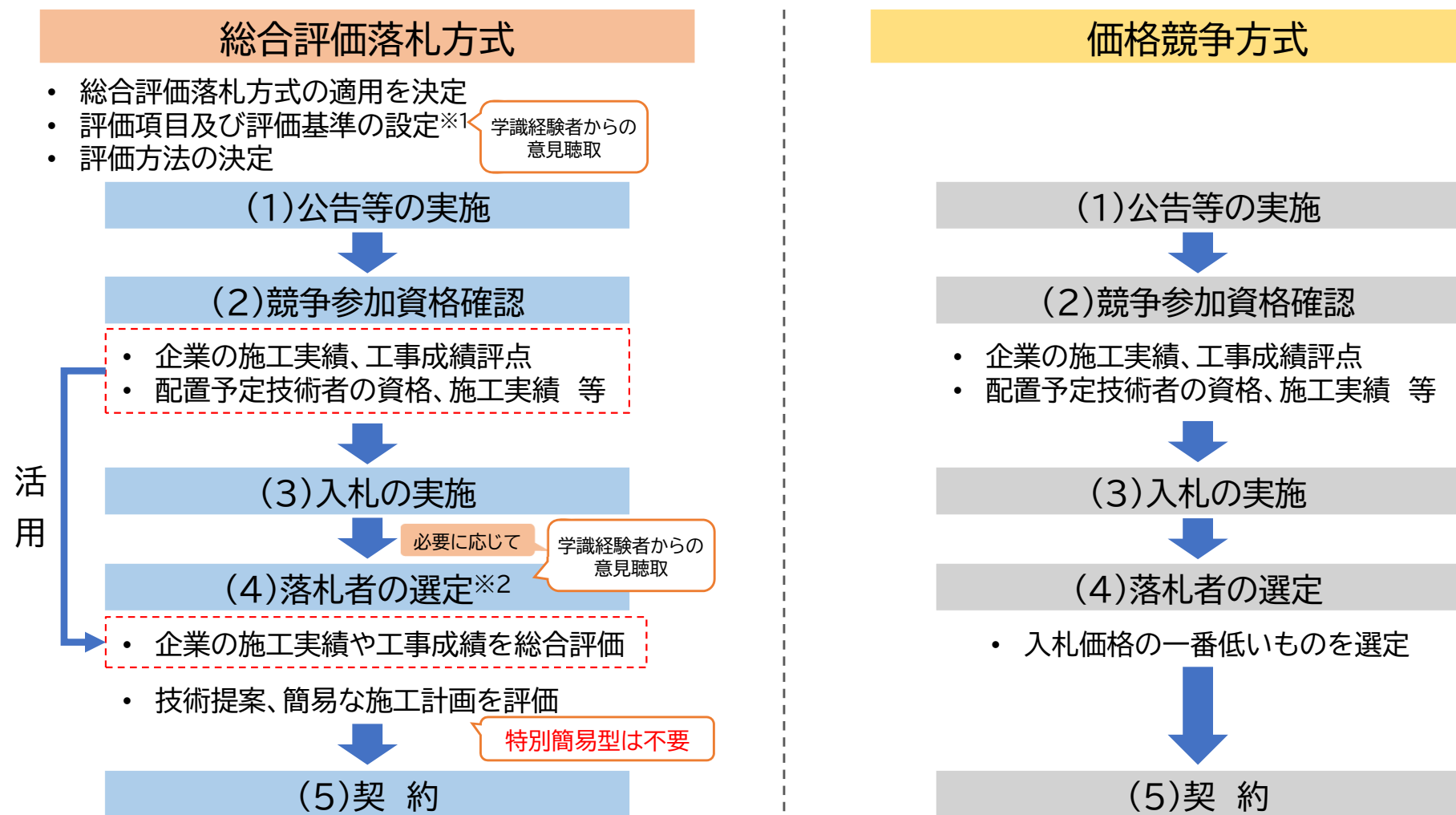
各地方公共団体で評価項目を設定

価格競争方式との相違点

- ◆公告等の実施の際に、評価項目及び評価基準を設定するとともに、評価方法を決定すること。
- ◆落札者決定基準を定めようとするときに2人以上の学識経験者の意見を聴くこと。

(5) 総合評価落札方式と価格競争方式の手続きの違い

□ 総合評価落札方式と価格競争方式の手続きの違い



※2においては、※1の意見聴取時に再度の意見聴取が必要とされた場合に必要とされる。

- ◆ 基本的な入札関係事務の流れは同じ
- ◆ 競争参加資格を確認する際に業者に求めている企業の施工実績や工事成績等の情報は、価格競争方式と同じ
- ◆ 総合評価落札方式では、
公告等の実施の際に、評価項目及び評価基準の設定及び評価方法を決定
地方自治法施行令に基づき、落札者決定基準を定めようとするときに2人以上の学識経験者への意見聴取が必要

(6) 学識経験者への意見聴取

地方自治法施行令第167条の10の2 地方自治法施行規則第12条の4

学識経験者への意見聴取の時期

- ① 総合評価競争入札において
落札者決定基準を定めようとするとき、
- ② 落札者を決定しようとするときは、

あらかじめ、二人以上の学識経験を有する者の意見を聴かなければならない。

※ ②においては、①の意見聴取時に再度の意見聴取が必要とされた場合に必要とされる。

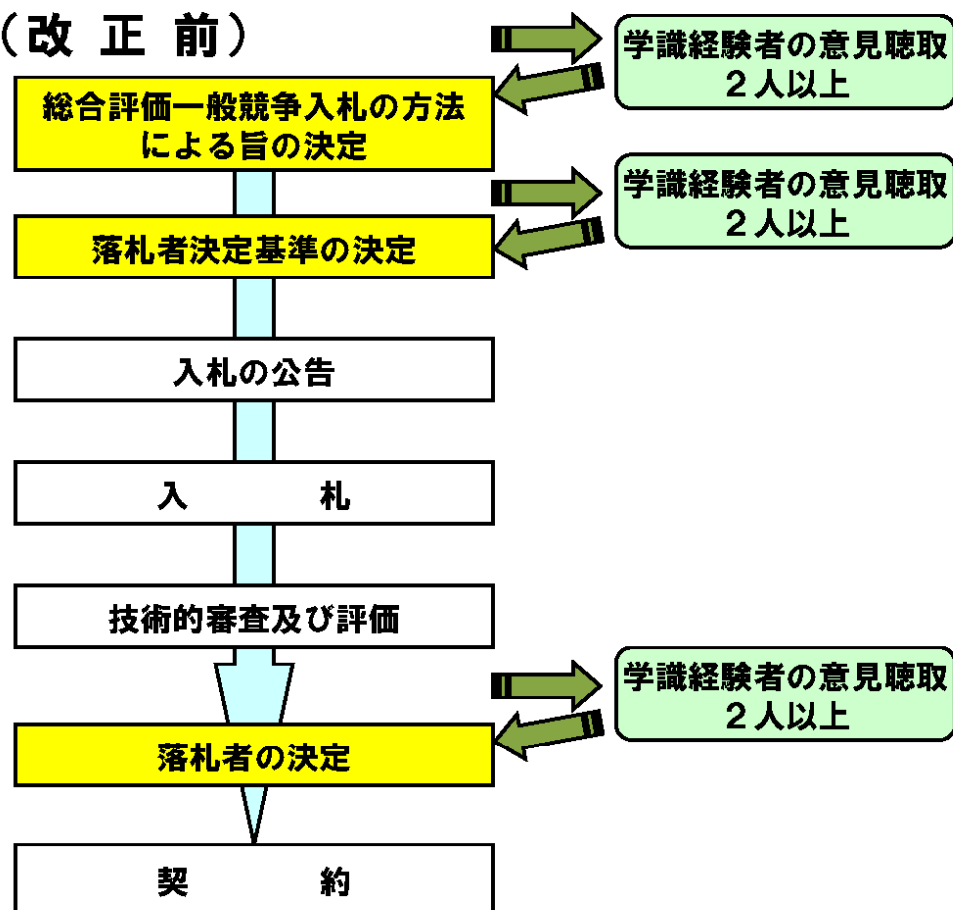
※ 地方自治法施行令の改正(H20)により、学識経験者からの意見聴取手続が大幅に簡素化されています。

学識経験を有する者の範囲

- ①大学、高専の教職員
- ②国土交通省の職員（事務所の副所長等）
- ③都道府県、他の市区町村の土木部局の職員
- ④公共工事品質確保技術者（Ⅰ） など

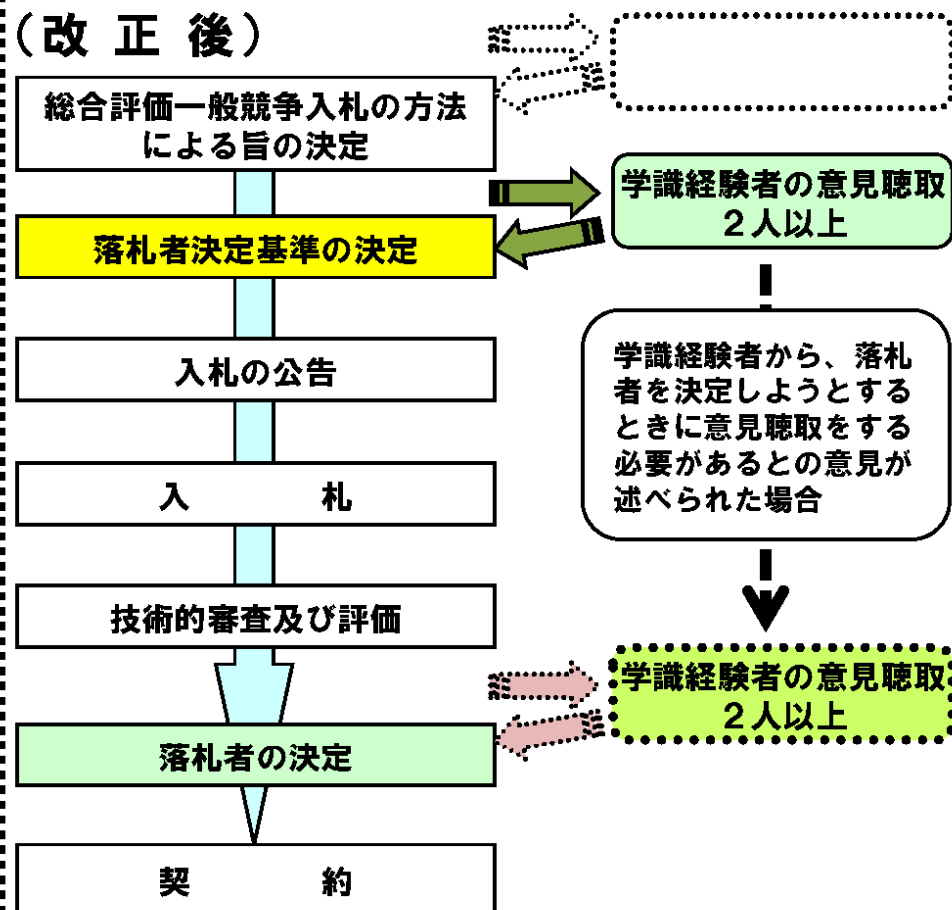
総合評価方式における学識経験者の意見聴取手続の簡素化

(改正前)



※総合評価方式による競争入札を行おうとするときは、
①総合評価一般競争入札の方法による旨の決定
②落札者決定基準の決定
③落札者の決定
それぞれの場合において、学識経験者の意見を聴取しなければならず、手続が煩雑。

(改正後)



※学識経験者による意見聴取を、
②落札者決定基準の決定のみとした上で、
当該意見聴取において落札者を決定しようとするときに意見聴取をする必要があるとの意見が述べられた場合は、
③落札者の決定の際にも学識経験者の意見を聴取しなければならない旨を規定。

(6) 学識経験者への意見聴取（参考） 地方自治法施行令 第167条の10の2

- 第百六十七条の十の二 普通地方公共団体の長は、一般競争入札により当該普通地方公共団体の支出の原因となる契約を締結しようとする場合において、当該契約がその性質又は目的から地方自治法第二百三十四条第三項本文又は前条の規定により難しいものであるときは、これらの規定にかかわらず、予定価格の制限の範囲内の価格をもつて申込みをした者のうち、価格その他の条件が当該普通地方公共団体にとって最も有利なものをもつて申込みをした者を落札者とするることができる。
- 2 普通地方公共団体の長は、前項の規定により工事又は製造その他についての請負の契約を締結しようとする場合において、落札者となるべき者の当該申込みに係る価格によつてはその者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認めるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあつて著しく不適當であると認めるときは、同項の規定にかかわらず、その者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもつて申込みをした他の者のうち、価格その他の条件が当該普通地方公共団体にとって最も有利なものをもつて申込みをした者を落札者とするることができる。
- 3 普通地方公共団体の長は、前二項の規定により落札者を決定する一般競争入札(以下「総合評価一般競争入札」という。)を行おうとするときは、あらかじめ、当該総合評価一般競争入札に係る申込みのうち価格その他の条件が当該普通地方公共団体にとって最も有利なものを決定するための基準(以下「落札者決定基準」という。)を定めなければならない。
- 4 普通地方公共団体の長は、**落札者決定基準を定めようとするときは**、総務省令で定めるところにより、あらかじめ、学識経験を有する者(次項において「学識経験者」という。)の意見を聴かなければならない。
- 5 普通地方公共団体の長は、**前項の規定による意見の聴取**において、併せて、当該落札者決定基準に基づいて落札者を決定しようとするときに改めて**意見を聴く必要があるかどうかについて意見を聴くものとし、改めて意見を聴く必要があるとの意見が述べられた場合には**、当該落札者を決定しようとするときに、あらかじめ、学識経験者の意見を聴かなければならない。
- 6 普通地方公共団体の長は、総合評価一般競争入札を行おうとする場合において、当該契約について第百六十七条の六第一項の規定により公告をするときは、同項の規定により公告をしなければならない事項及び同条第二項の規定により明らかにしておかなければならない事項のほか、総合評価一般競争入札の方法による旨及び当該総合評価一般競争入札に係る落札者決定基準についても、公告をしなければならない。

総合評価落札方式のメリット

□ 優良な社会資本整備の実施

- ・ 価格と品質が総合的に優れた調達が可能となり、優良な社会資本整備を行うことができる。

□ 地域における社会資本整備と建設業界の発展

- ・ 技術的能力を審査することにより、建設業者の技術力向上に対する意欲を高め、建設業者の育成に貢献できる。
- ・ 地域の建設業者を適切に評価することも可能となり、透明性の確保が図れ、納税者の理解を促進できる。

□ ダンピングの防止、不良・不適格業者の排除

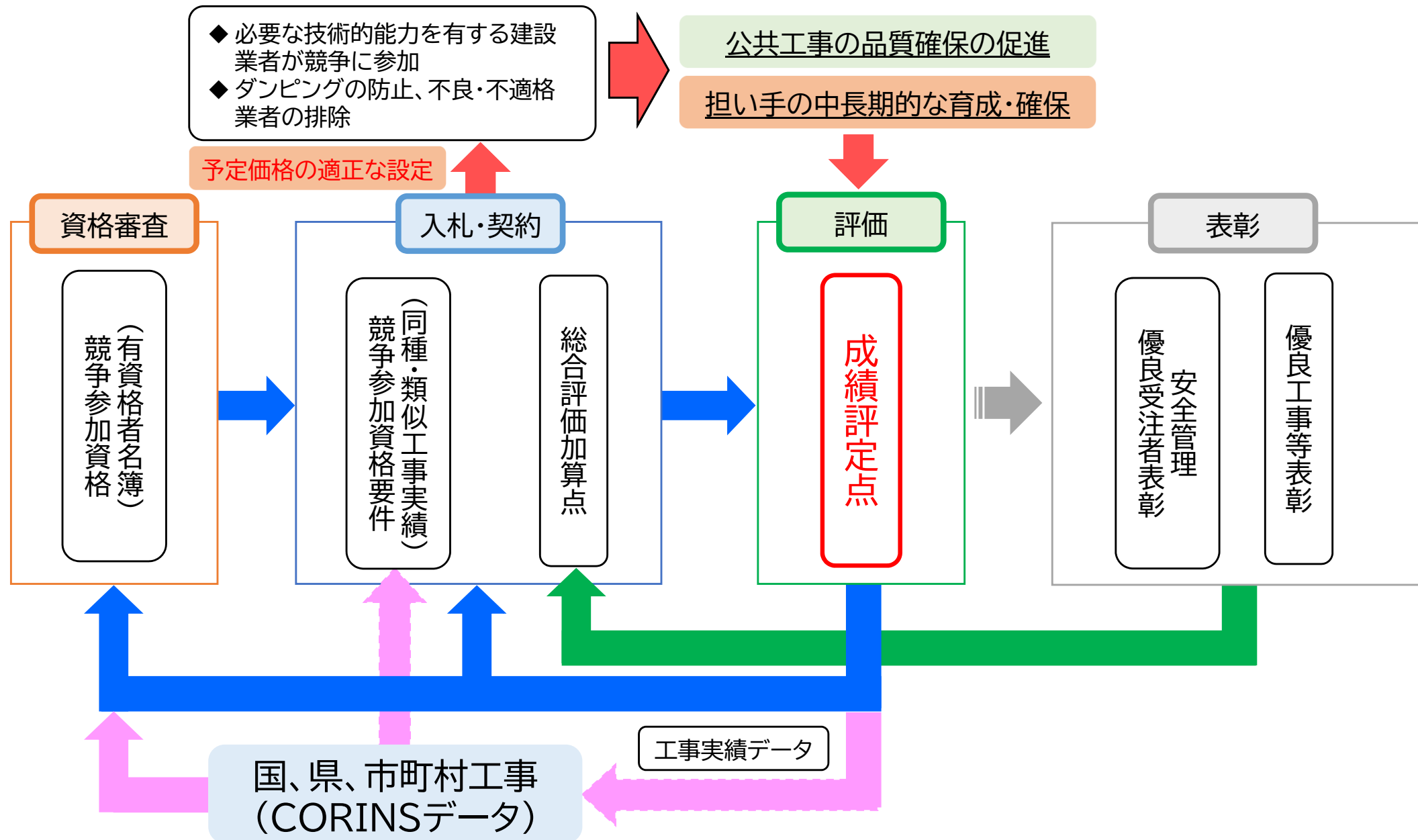
- ・ 必要な技術的能力を有する企業のみが競争に参加することになるため、施工に必要な技術的能力を持たない、いわゆる **不良・不適格企業が排除** できる。

□ 総合評価方式の活用による談合防止

- ・ 価格と品質の二つの基準で業者を選定することから、**談合防止に一定の効果** が期待できる。

(7) 総合評価落札方式のメリット (2/2) (工事成績の循環)

- ❑ 工事成績評価結果や優良工事等表彰は、以降に実施する工事の施工業者選定に活用(総合評価)。
- ❑ 総合評価にて価格と品質(実績(技術的能力))が優れた者を決定(ダンピングの防止、不適格業者の排除)。



総合評価落札方式の進め方

(1) 総合評価落札方式の進め方

総合評価落札方式の適用を決定



(1) 評価項目及び評価基準の設定



(2) 公告等の実施



(3) 競争参加資格確認



(4) 技術資料の審査



(5) 入札の実施



(6) 落札者の選定



(7) 契 約

◆ 各自治体で定める総合評価方式の運用要領等に基づき、決定する。

※「評価項目及び評価基準の設定」には、学識経験者の意見聴取が必要

- ・ 企業の施工実績、工事成績評点
- ・ 配置予定技術者の資格、施工実績
- ・ 地域貢献度 等

- ・ 技術提案、簡易な施工計画の評価
(特別簡易型の場合は無)

- ・ 価格評価点、技術評価点を総合評価

※ 落札者の選定には、必要に応じて学識経験者の意見聴取が必要

(2) 評価項目及び評価基準の設定

簡易型・特別簡易型の評価項目及び評価基準の**設定例**

評価項目		評価内容	評価基準	配点	
				特別簡易型	簡易型
企業の施工能力	①同種工事の施工実績	過去〇年間に元請として完成した同種工事の施工実績	a. 県又は市町村発注工事で実績あり	3	3
			b. その他発注機関の実績あり	1	1
			c. その他の施工実績	0	0
	②工事成績	過去〇力年度の当該工事の工事種別と同じ工事の工事成績評定点の平均点。	a. 80点以上	3	3
			b. 75点以上 80点未満	2	2
			c. 70点以上 75点未満	1	1
			d. 70点未満（または、成績なし）	0	0
③優良工事表彰	過去〇力年度の優良工事表彰の有無	a. あり	2	2	
		b. なし	0	0	
配置技術者の能力	④同種工事の施工実績	過去〇年間に元請として完成した同種工事の施工実績	a. 県又は市町村発注工事で実績あり	3	3
			b. その他発注機関の実績あり	1	1
			c. その他の施工実績	0	0
	⑤工事成績	過去〇力年度の当該工事の工事種別と同じ工事の工事成績評定点の平均点。	a. 80点以上	2	2
			b. 75点以上 80点未満	1	1
			c. 75点未満（または、成績なし）	0	0
	⑥保有資格	監理（主任）技術者の保有する資格	a. 1級土木施工管理技士又は技術士	1	1
			b. 2級土木施工管理技士	0	0
	⑦優良技術者工事表彰	過去〇力年度の優良技術者表彰の有無	a. あり	1	1
			b. なし	0	0
⑧継続教育（CPD）の取得	過去〇年間ににおける20単位以上の学習履歴	a. あり	1	1	
		b. なし	0	0	
地域貢献	⑨営業拠点の所在地	工事箇所と同一市町村における本店の所在地の有無	a. 同一市町村内にあり	2	2
			b. 同一市町村内になし	0	0
	⑩災害協定に基づく活動	過去〇年間の活動実績の有無	a. 活動実績あり	1	1
			b. 活動実績なし	0	0
	⑪除雪作業の実績	過去〇年間の除雪作業の実績の有無	a. 実績あり	1	1
			b. 実績なし	0	0
簡易な施工計画		発注者が指定した課題への対応性、適格性で判断する	当該工事の環境条件、特性等を踏まえた、的確なものであるか3段階（10点・5点・0点）で評価	-	10
				-	5
				-	0
加算点				20	30

評価項目及び評価基準、配点は、各自治体で定める総合評価方式の運用要領等に基づき、決定する。

主な評価項目は、

(1) 企業の施工能力

(2) 配置技術者の能力

(3) 地域貢献

(4) 簡易な施工計画

特別簡易型は不要

以降(1)～(4)の設定例について紹介

(2) 評価項目及び評価基準の設定（企業の施工能力（1/2））

(1) 企業の施工能力

① 同種工事の施工実績

（発注機関別の施工実績を評価基準とする場合）

過去○年間に元請として完成した同種工事の施工実績

- a. 県又は市町村発注工事の実績あり
- b. その他発注機関の実績あり
- c. その他の施工実績

（参考）直轄工事は企業の施工実績として、過去15年間の実績を認めている。

① 同種工事の施工実績

（同種工事の施工量を評価基準とする場合）

過去○年間に元請として完成した同種工事の施工実績

- a. 築堤工事の盛土量 5,000m³以上
- b. 築堤工事の盛土量 2,500m³以上5,000m³未満
- c. 築堤工事の盛土量 2,500m³未満

同種工事の確認資料

- ・「CORINS(コリンズ)」
- ・契約書(写)、平面図、構造図、数量総括表 等

(2) 評価項目及び評価基準の設定（企業の施工能力（2/2））

②工事成績

〇〇市発注工事における過去〇力年度の当該工事の工事種別と同じ工事の工事成績評定点の平均点。（少数第1位四捨五入）

- ・a.75点以上
- ・b.65点以上 75点未満
- ・c.65点未満

対象期間は、工事成績評定の実施、蓄積状況等を考慮して設定する。

工事成績の確認資料

- ・工事成績評定通知書等

③優良工事表彰

過去〇力年度の優良工事表彰の有無

- ・a.あり
- ・b.なし

優良工事の確認資料

- ・優良工事表彰状

写しを添付

(2) 評価項目及び評価基準の設定（配置予定技術者の能力（1/2））

(2)配置予定技術者の能力

④同種工事の施工実績

過去○年間に元請として完成した同種工事の施工実績

- a.当該市町村発注工事で実績あり
- b.その他発注機関の実績あり
- c.施工実績なし

同種工事の確認資料

- ・「CORINS(コリンズ)」
- ・ 契約書の写し、平面図、構造図、数量総括表、施工計画書 等

⑤工事成績

〇〇市発注工事における過去○力年度の当該工事の工事種別と同じ工事の工事成績評定点の平均点。(少数第1位四捨五入)

- ・a.75点以上
- ・b.65点以上 75点未満
- ・c.65点未満

対象期間は、工事成績評定の実施、蓄積状況等を考慮して設定する。

工事成績の確認資料

- ・工事成績評定通知書等

(2) 評価項目及び評価基準の設定（配置予定技術者の能力（2/2））

⑥保有資格

配置予定技術者の保有資格

- a. 1級土木施工管理技士又は技術士
- b. 2級土木施工管理技士

対象工事に適応する国家資格等を設定する。

- ・建築工事：建築士、建築施工管理技士
- ・電気工事：電気工事施工管理技士
- ・管工事：管工事施工管理技士 等

保有の確認資料

- ・ 資格証の写し

⑦優良技術者表彰

過去○力年度の優良技術者表彰の有無

- ・a.あり
- ・b.なし

優良技術者の確認資料

- ・ 優良技術者表彰状

⑧継続教育(CPD及びCPDS)の取得状況

過去○年間の継続教育における取得単位を評価

- a.年間20単位以上の取得有り
- b.年間20単位以上の取得なし

継続教育の確認資料

- ・ 継続教育(CPD及びCPDS)の取得記録

(2) 評価項目及び評価基準の設定（地域貢献（1/2））

(3) 地域貢献

⑨営業拠点の所在地

工事箇所と同一市町村における本店の所在地の有無

- a. 同一市町村内にあり
- b. 同一市町村内になし

⑩防災協定に基づく活動

過去○年間の防災協定等に基づく活動実績の有無

- a. 活動実績あり
- b. 活動実績なし

⑪除雪作業の実績

過去○年間の除雪作業の実績の有無

- a. 実績あり
- b. 実績なし

活動実績の確認資料

- ・協定書の写し
- ・作業報告書、請求書 等

(2) 評価項目及び評価基準の設定（地域貢献（2/2））

(3) 地域貢献(その他の設定項目例)

●消防団員の育成

消防団員の有無(従業員に消防団員がいる場合、加点する)

- a. 消防団員あり
- b. 消防団員なし

●消防団協力事業所

消防団協力事業所認定の有無

- a. 認定あり
- b. 認定なし

消防団の確認資料

- ・ 消防団協力事業所認定証、消防団名簿 等

●ISO認証

ISO認証の取り組み状況

- a. ISO9000シリーズ、ISO14000シリーズの両方を取得
- b. ISO9000シリーズ、ISO14000シリーズのいずれかを取得
- c. 認証取得なし

ISO認証の確認資料

- ・ ISO認定証

(2) 評価項目及び評価基準の設定（簡易な施工計画（1/2））

(4) 簡易な施工計画

簡易型においては、簡易な施工計画の評価を実施。

当該工事の施工内容や設計条件、現場条件等の工事特性から、評価項目を設定する。

工事特性としては、下記項目などが挙げられる。

- 現道上で交通規制を行う
 - 生活道路を使用しての作業箇所への進入
 - 急カーブ等見通しの悪い箇所での工事
 - 民家、学校、病院等が近接している（振動・騒音の配慮が必要）
 - 現道を利用しての狭隘な作業ヤード内での工事
 - 暑中及び寒中コンクリートの施工となる箇所がある
 - 近接する構造物（地下埋設物等）に配慮が必要
- 等

(2) 評価項目及び評価基準の設定（簡易な施工計画（2/2））

(4) 簡易な施工計画

評価基準の設定例

・3段階で評価

・4段階で評価

・評価の段階を設けない。
（3者評価平均）

評価項目に対する妥当性について当該工事の現場条件、特性等を踏まえた、的確なものであるかを評価

評価基準	配点
課題に対する記載内容が適切であり、独自の工夫が多く認められる。	5
課題に対する記載内容が適切である。	2.5
一般的な事項のみの記載となっている。	0

評価基準	配点
現場状況を的確に踏まえた提案で、独自の工夫がみられるものを優位に評価	5
適切であり、現場状況を踏まえた工夫がみられるものを中位に評価	2.5
適切であるが、工夫みられない	1
現場状況を踏まえた記載がない	0

評価基準	配点
工事特性の理解度と記述内容の妥当性により評価する。 （3者で評価し、その平均点を評点とする。（小数点以下第3位四捨五入2位止））	8.0 ～ 0

(3) 公告等の実施

◆ 総合評価落札方式における入札説明書の記載項目例

- | | | |
|--------------------------------|-------------------|---|
| 1 公告日 | 12 入札および開札の日時・場所等 | 25 当該工事に直接関連する他の工事の
請負契約を当該工事の請負契約の
相手方との随意契約により締結する
予定の有無 |
| 2 契約担当官名 | 13 入札方法等 | 26 苦情申し立て |
| 3 工事概要 | 14 入札保証金及び契約保証金 | 27 関連情報を入手するための
照会窓口 |
| 4 競争参加資格(総合評価適用の旨) | 15 工事費内訳書の提出 | 28 提案値の変更に係る事項 |
| 5 総合評価に関する事項 | 16 開札 | |
| 6 設計業務の受託者名簿 | 17 入札の無効条件 | |
| 7 担当部局名 | 18 落札者の決定方法 | |
| 8 競争参加資格の確認方法等 | 19 配置予定監理技術者の確認 | |
| 9 予定価格算定時における
施工計画の活用方法 | 20 別に配置を求める技術者 | |
| 10 競争参加資格がないと認めた者に
対する理由の説明 | 21 手続きにおける交渉の有無 | など |
| 11 入札説明書に関する質問 | 22 契約書作成の要否等 | |
| | 23 支払い条件 | |
| | 24 火災保険付保の要否 | |

- ※ アンダーラインは、総合評価落札方式に関する事項。
- ※ 工事の内容や仕様、場所、入札方法、提出を求める資料の内容等について記載する。
- ※ 総合評価落札方式の「評価項目」及び「評価基準」、「評価方法」を記載する。
- ※ 同種工事の施工実績等、確認資料の内容等について記載する。

(4) 競争参加資格確認

◆ 競争参加資格の確認

競争参加者が、入札説明書等に記載した「競争参加資格」を満たしていることを確認

入札説明書における競争参加資格の記載例

1. 地方自治法施行令第167条の4第1項及び第2項各号のいずれかの規定に該当しないものであること。
2. A市の一般競争参加資格者で土木工事の▲等級の認定を受けていること。
3. A市に建設業法に基づく土木一式工事の許可を受けた本店を有すること。
4. 元請けとして〇〇工事の施工実績があること。かつ、主任(監理)技術者としての〇〇工事の施工経験を有する技術者を配置できること。
5. 当該工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

※ 講習会用に作成した競争参加資格の一例です。

(5) 技術資料の審査

◆ 提出された資料の内容を「評価項目」及び「評価基準」に基づき審査(例:特別簡易型)

評価項目		評価内容	評価基準	配点	A社	B社	C社	D社	E社	F社	G社
企業の 施工能力	①同種工事の施工実績	<u>過去〇年間</u> に元請として完成した同種工事の施工実績	a.県又は市町村発注工事で実績あり	3	3	1	1	1	1	3	3
			b.その他発注機関の実績あり	1							
			c.その他の施工実績	0							
	②工事成績	<u>過去〇力年度</u> の当該工事の工事種別と同じ工事の工事成績評定点の平均点。	a.80点以上	3	3	3	2	0	0	3	2
			b.75点以上 80点未満	2							
			c.70点以上 75点未満	1							
			d.70点未満（または、成績なし）	0							
	③優良工事表彰	<u>過去〇力年度</u> の優良工事表彰の有無	a.あり	2	2	2	0	0	0	2	0
			b.なし	0							
配置技術者の能力	④同種工事の施工実績	<u>過去〇年間</u> に元請として完成した同種工事の施工実績	a.県又は市町村発注工事で実績あり	3	3	1	0	1	1	1	1
			b.その他発注機関の実績あり	1							
			c.その他の施工実績	0							
	⑤工事成績	<u>過去〇力年度</u> の当該工事の工事種別と同じ工事の工事成績評定点の平均点。	a.80点以上	2	2	1	0	1	1	2	1
			b.75点以上 80点未満	1							
			c.75点未満（または、成績なし）	0							
	⑥保有資格	監理（主任）技術者の保有する資格	a.1級土木施工管理技士又は技術士	1	1	1	1	1	1	1	1
			b.2級土木施工管理技士	0							
	⑦優良技術者工事表彰	<u>過去〇力年度</u> の優良技術者表彰の有無	a.あり	1	1	1	0	0	0	1	0
			b.なし	0							
	⑧継続教育（CPD）の取得	<u>過去〇年間</u> における20単位以上の学習履歴	a.あり	1	1	1	1	0	0	1	1
			b.なし	0							
地域貢献	⑨営業拠点の所在地	工事箇所と同一市町村における本店の所在地の有無	a.同一市町村内にあり	2	2	2	2	0	2	2	2
			b.同一市町村内になし	0							
	⑩災害協定に基づく活動	<u>過去〇年間</u> の活動実績の有無	a.活動実績あり	1	1	1	1	0	0	1	1
			b.活動実績なし	0							
	⑪除雪作業の実績	<u>過去〇年間</u> の除雪作業の実績の有無	a.実績あり	1	0	1	1	1	0	1	1
			b.実績なし	0							
加算点				20	19	15	9	5	6	18	13

加算点

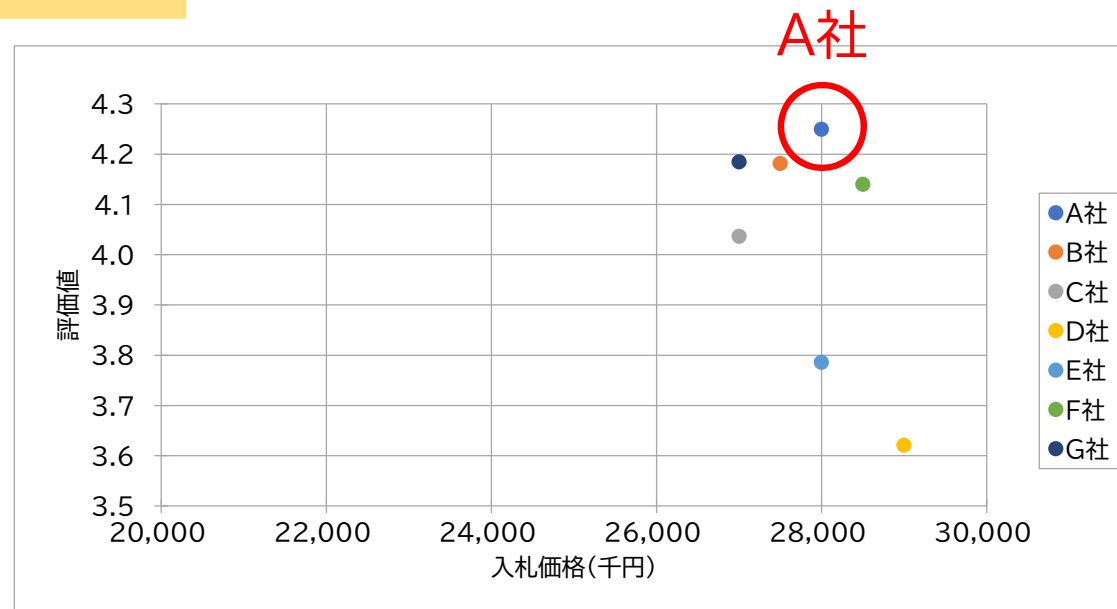
(6) 落札者の選定

◆評価値を求め、総合評価による判定を実施

除算方式の例

$$\begin{aligned}\blacksquare \text{評価値} &= \text{技術評価点} \div \text{入札価格} \\ &= (\text{標準点} + \text{加算点}) \div \text{入札価格}\end{aligned}$$

標準点	100
加算点の満点	20
予定価格	30,000千円



加算点+100

技術評価点/価格

	A社	B社	C社	D社	E社	F社	G社
加算点	19	15	9	5	6	18	13
技術評価点	119	115	109	105	106	118	113
入札価格	28000	27500	27000	29000	28000	28500	27000
評価値	4.250	4.182	4.037	3.621	3.786	4.140	4.185
順位	1	3	5	7	6	4	2
落札者	落札者						

※ 落札者の選定には、必要に応じて学識経験者の意見聴取が必要

◆総合評価落札方式における入札説明書の記載例(1,2/24)

出典:【国土交通省】
地方公共団体向け
総合評価実施マニュアル

入 札 説 明 書

〇〇市の〇〇〇〇〇〇工事に係る公告に基づく一般競争入札等については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1. 公告日 平成〇年〇月〇日

2. 契約担当官等

〇〇市長 〇〇 〇〇

〇〇県〇〇市〇〇 〇-〇

3. 工事の概要

(1) 工事名 〇〇〇〇〇〇工事

(2) 工事場所 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇

(3) 工事内容 本工事は、〇〇県〇〇市〇〇町〇〇地内の市道〇〇号〇(L=〇〇m)の
道路改良工事を行うものである。

(4) 工事概算数量 工事延長 L=〇〇m

道路工 L=〇〇m

排水工 L=〇〇m

(5) 資料 ①別冊図面 ②別冊仕様書

(6) 工期 契約の翌日から平成〇年〇月〇日まで

(7) 本工事は、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式の工事である。

4. 競争参加資格

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 〇〇市平成〇・〇年度一般競争入札参加資格業者のうち〇〇〇〇工事〇等級に認定されている者であること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、〇〇市長が別に定める手続きに基づく一般競争入札参加資格の再認定を受けていること。）。
- (3) 会社更生法に基づき、更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（(2)の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
- (4) 〇〇市内に建設業法に基づく本店、支店又は営業所を有すること。
- (5) 平成〇年度以降に、元請けとして完成・引渡しが完了した下記の要件を満たす同種(又は類似)工事の(いずれかの)施工実績を有すること。(共同企業体の構成員としての実績は、出資比率20%以上の場合のものに限る。)なお、当該実績の工事成績評定点が6.5点未満のものを除く。

(ア) 盛土量が、〇〇m³以上の道路工事であること。

- (6) 次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置できること。

① 主任技術者は1級土木施工管理技士、2級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有するものであること。なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは、次のとおりである。

・技術士（建設部門）又は総合技術管理部門（選択科目を「建設」とするものに限る。）の資格を有する者

・建設業法7条第2号イ、ロで定める者。（うち、イに規定する学科は、土木工学又は都市工学に関する学科。）

・これらと同等以上の資格を有するものと国土交通大臣が認定した者

監理技術者にあつては、1級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは次のとおりである。

・技術士（建設部門）又は総合技術管理部門（選択科目を「建設」とするものに限る。）の資格を有する者

(参考)入札説明書の記載例

◆総合評価落札方式における入札説明書の記載例(3,4/24)

出典:【国土交通省】
地方公共団体向け
総合評価実施マニュアル

・これらと同等以上の資格を有するものと国土交通大臣が認定した者

② 1人の者が、過去に、元請けとして完成・引渡しが完了した上記(5)に掲げる工事の経験を有するものであること。(共同企業体の構成員としての経験は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。)なお、当該工事経験の工事成績評定点が65点未満のものを除く。

③ 監理技術者にあつては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者又はこれに準ずる者であること。なお、「これに準ずる者」とは、以下の者をいう。

・平成16年2月29日以前に交付を受けた監理技術者資格者証を有する者。

・平成16年2月29日以前に監理技術者講習を受けた者であつて、平成16年3月1日以後に監理技術者資格者証の交付を受けた者である場合には、監理技術者資格者証及び指定講習受講修了証を有する者。

④ 配置予定の主任(監理)技術者にあつては直接的かつ恒常的な雇用関係が必要であるので、その旨を明示することができる資料を求めることがあり、その明示がなされない場合は入札に参加できないことがある。

⑤ 配置予定技術者は落札決定の日から7日以内に配置できること。

(7) 競争参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)及び競争参加資格確認資料(以下「資料」という。)の提出期限の日から開札の時までの期間に、〇〇市から指名停止を受けていないこと。

(8) 3(1)に示した工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連のある建設業者でないこと。

(9) 入札に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと(基準に該当する者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。)。なお、上記の関係がある場合に、辞退する者を定めることを目的に当事者間で連絡を取ることは、競争契約入札心得第〇条の規定に抵触するものではないことに留意すること。

① 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社又は子会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。

1) 親会社と子会社の関係にある場合

2) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

② 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、1)については、会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。

1) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

2) 一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合

③ その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

その他上記①又は②と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。

(10) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

5. 設計業務等の受託者等

(1) 4.(8)の「3.(1)に示した工事に係る設計業務等の受託者」とは、次に掲げる者である。

〇〇〇〇設計株式会社

(2) 4.(8)の「当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者」とは、次の

①又は②に該当する者である。

①当該受託者の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている建設業者。

②建設業者の代表権を有する役員が当該受託者の代表権を有する役員を兼ねている場合における当該建設業者。

6. 総合評価に関する事項

(1) 落札者の決定方法

入札参加者は「価格」及び、「企業の技術力」、「企業の信頼性・社会性」をもって入札に参加し、次の1)の要件に該当する者のうち、(2)総合評価の方法によって得られた数値(以下「評価値」という。)の最も高い者を落札者とする。

ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合

(参考)入札説明書の記載例

◆総合評価落札方式における入札説明書の記載例(5,6/24)

出典:【国土交通省】
地方公共団体向け
総合評価実施マニュアル

した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあるとき、著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲で発注者の定める最低限の要求要件を全て満たして入札した他の者のうち、評価値の最も高い者を落札者とすることがある。

1) 入札価格が予定価格の制限の範囲内であること。

(2) 総合評価の方法

1) 評価値は、入札書が無効でない者について、次の算式により算定する。

評価値＝価格評価点＋技術評価点

2) 価格評価点と技術評価点の配点は、次のとおりとする。

①価格評価点 ○○点

②技術評価点 ○○点

3) 価格評価点は、次の算式により算定する。

価格評価点＝配点×(1－入札価格／予定価格)〔小数点以下第4位四捨五入〕

なお、入札価格は各入札者の入札金額とする。

4) 技術評価点は、下記①、②の評価項目について評価を行う。

①企業の技術力

②企業の信頼性・社会性

(3) 評価の基準

①企業の技術力について

下記における評価項目についてそれぞれ評価を行い、各々評価点を算出する。

評価項目	評価基準	配点
〔企業の施工能力〕		
同種工事の施工実績 (別記様式2)	〇〇県又は〇〇市での過去〇年間の施工実績あり	○
	△△県、□□県又は☆☆県(周辺の都道府県)での過去〇年間の施工実績あり	○
	上記の以外の国の機関、地方自治体、公団及びその他の過去〇年間の施工実績あり	○
	施工実績なし	欠格
工事成績	過去〇年間の工事成績評定点の平均点が80点以上	○
	過去〇年間の工事成績評定点の平均点が75点以上80点未満	○
	過去〇年間の工事成績評定点の平均点が75点未満	○
〔配置予定技術者の能力〕		
同種工事の施工実績 (別記様式3)	〇〇県又は〇〇市での過去〇年間の施工実績あり	○
	△△県、□□県又は☆☆県(周辺の都道府県)での過去〇年間の施工実績あり	○
	上記の以外の国の機関、地方自治体、公団及びその他の過去〇年間の施工実績あり	○
	施工実績なし	欠格

②企業の信頼性・社会性

下記における評価項目についてそれぞれ評価を行い、各々評価点を算出する。

評価項目	評価基準	配点
〔地域貢献〕		
営業拠点の所在地	〇〇市内に本店有り	○
	その他	○
災害協定等による活動実績 (別記様式4)	①〇〇市との災害協定あり ②〇〇市からの要請により、申請書及び資料の提出期限日から過去5年以内に災害対応への出動実績あり ※①、②の両方を満たす場合	○
	①〇〇市との災害協定あり ②〇〇市からの要請により、申請書及び資料の提出期限日から過去5年以内に災害対応への出動実績あり ※①、②の一方を満たす場合	○
	協定なし	○

(4) 申請書及び資料の作成説明会は開催しない。

(参考)入札説明書の記載例

◆総合評価落札方式における入札説明書の記載例(7,8/24)

出典:【国土交通省】
地方公共団体向け
総合評価実施マニュアル

7. 入札手続における担当部局

〒〇〇〇-〇〇〇〇 〇〇県〇〇市〇〇 〇-〇〇
〇〇部〇〇課〇〇係 〇〇 〇〇
電話 〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇 (代) 内線〇〇〇〇

8. 競争参加資格の確認等

(1) 本競争の参加希望者は、4.に掲げる競争参加資格を有することを証明するため、次に従い、申請書及び資料を提出し、〇〇市長から競争参加資格の有無について確認を受けなければならない。

4.(2)の認定を受けていない者も次に従い申請書及び資料を提出することができる。この場合において、4.(1)及び(3)から(10)までに掲げる事項を満たしているときは、開札の時に於いて4.(2)に掲げる事項を満たしていることを条件として競争参加資格があることを確認するものとする。当該確認を受けた者が競争に参加するためには、開札の時に於いて4.(2)に掲げる事項を満たしていなければならない。

なお、期限までに申請書及び資料を提出しない者並びに競争参加資格がないと認められた者は、本競争に参加することができない。

① 提出期間： 電子入札システムにより提出する場合は、平成〇年〇月〇日()から平成〇年〇月〇日()までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、9時00分から17時00分まで。ただし、紙入札方式による場合は平成〇年〇月〇日()から平成〇年〇月〇日()までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、〇時〇〇分から〇時〇〇分まで。

② 提出場所： 7.に同じ。

③ 提出方法： 申請書及び資料の提出は、電子入札システムにより受付を行う。ただし、発注者の承諾を得て、紙入札方式による場合は、提出場所へ持参するものとし、郵送又は電送(ファクシミリ)によるものは受け付けない。なお、提出書類は表紙を1頁とした通し番号を付するとともに全頁数表示すること(頁の例：1/〇〇~〇〇/〇〇)。

電子入札における資料の受付票は、資料の受信を確認したものであり資料の内容を確認したものではない。

(2) 申請書は、別記様式1により作成すること。

(3) 4.(5)の同種の工事の施工実績及び4.(6)の配置予定の技術者の同種の工事の経験の確認を行うに当たっては、効力を有する政府調達に関する協定を適用している国及び地域並びに我が国に対して建設市場が開放的であると認められる国及び地域以外の国又は地域に主たる営業所を有する建設業者にあつては、我が国における同種の工事の施工実績及び経験をもって行う。

(4) 資料は、次に従い作成すること。なお、①の同種の工事の施工実績及び②の配置予定の技術者の同種の工事の経験については、工事が完成し、引渡しが行われているものに限って記載することとし、「同種の工事の施工実績」(別記様式2)に記載する工事及び「主任(監理)技術者等の資格・工事経験」(別記様式3)の「工事の経験の概要」に記載する工事に係る工事成績評定通知書の写しを添付すること。

また、記載する工事のCORINS(登録されていない場合は契約書(工事名、契約金額、工期、発注者、請負者の確認できる部分))の写しを提出するものとする。

ただし、CORINS等での記載内容で同種の工事の施工実績及び配置予定技術者の経験等が不明な場合については、平面図、構造図、数量総括表、交通規制状況図等を必ず添付すること。

同種工事の施工実績と配置予定技術者の要件が異なる場合があるので、確認の上作成すること。

① 施工実績

4.(5)に掲げる資格があることを判断できる同種の工事の施工実績を別記様式-2に記載すること。記載する同種の工事の施工実績の件数は1件でよい。

② 配置予定の技術者

4.(6)に掲げる資格があることを判断できる配置予定の技術者の資格、同種の工事の経験及び申請時における他工事の従事状況等を別記様式-3に記載し、資格等を証明する書類として資格者証及び監理技術者講習修了証の写しを提出すること(監理技術者資格者証については、裏面の写しも提出すること。)。記載する同種の工事の経験の件数は1件でよい。

また、申請時に配置予定技術者が特定出来ない場合は複数の候補技術者の資格及び同種の工事の経験を記載することもできるが、その場合各配置予定技術者とも競争参加資格の要件を満たすと共に、6.(3)②中、「配置予定技術者の能力」に係る最も低い

(参考)入札説明書の記載例

◆総合評価落札方式における入札説明書の記載例(9,10/24)

出典:【国土交通省】
地方公共団体向け
総合評価実施マニュアル

技術者の「評価点の合計値」をもって評価をするものとする。

また、同一の技術者を重複して複数工事の配置予定の技術者とする場合において、他の工事を落札したことにより配置予定の技術者を配置することができなくなったときは、入札してはならず、申請書を提出した者は、直ちに当該申請書の取下げを行うこと。他の工事を落札したことにより配置予定の技術者を配置することができないにもかかわらず入札した場合においては、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがある。

③ 契約書の写し

①の施工実績として記載した工事に係る契約書の写しを提出すること。契約書の写しは、工事名、契約金額、工期、発注者、請負者の確認できる部分のみでよい。ただし、当該工事が、財団法人日本建設情報総合センターの「工事実績情報サービス（C O R I N S）」に登録されている場合は、契約書の写しを提出する必要はない。この場合、登録がされていることが確認できること。

④ 災害協定による地域貢献の実績

6.（3）②災害協定による地域貢献の実績の有無を別記様式4に記載すること。なお、実績がある場合は当該実績を証明する協定書等の写しを提出すること。ただし、提出された協定書の写しにおいて、申請書及び資料の提出期限日における当該協定の有効性が証明できなければ実績として認めない。

また、6.（3）②のとおり、過去5年間の出勤実績を評価の対象とするので、出勤の実績がある場合はその旨を記載すること。

（5）競争参加資格の確認は、申請書及び資料の提出期限の日をもって行うものとし、その結果は平成〇年〇月〇日までに電子入札システムで通知する。（ただし、書面により申請した場合は、紙で通知する。）

（6）申請書及び資料の作成説明会は行わない。

（7）その他

- ① 申請書及び資料の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。
- ② 提出された申請書及び資料を、競争参加資格の確認以外に提出者に無断で使用しない。
- ③ 提出された申請書及び資料は、返却しない。
- ④ 提出期限以降における申請書又は資料の差し替え及び再提出は認めない。

⑤ 申請書及び資料に関する問い合わせ先 7. に同じ。

⑥ 電子入札システムにより申請書及び資料を提出する場合は、以下に留意すること。

1) 配布された様式を基に作成するものとし、ファイル形式は以下によること。

- ・ Microsoft Word （Word2000形式以下のもの）
- ・ Microsoft Excel （Excel2000形式以下のもの）
- ・ Just System一太郎 （Ver10形式以下のもの）
- ・ P D F ファイル

2) 複数の申請書類は、1つのファイルにまとめ（2つ以上のファイルは認めない。）、契約書などの印がついているものは、スキャナーで読み込み本文に貼り付け、ファイル容量の合計は1MB以内に収めること。ただし、圧縮することにより1MB以内に収まる場合は、Zip形式又はLzh形式により圧縮（自己解凍形式は除く。）して送付することを認める。

申請書類は極力ファイルに収めるものとするが、指定のファイル容量で収まらない場合は、申請書類のすべてを、平成〇〇年〇月〇日（〇）〇〇時〇〇分【※日時は電子入札システムによる締め切り日時と同一とする。】必着で郵送すること（書留郵便に限る。）。郵送の際の送付先は7.の受付場所と同じとする。郵送で申請書類を提出した場合は、電子入札システムにより、競争参加資格確認申請書として、以下の内容を記載した書面（別記様式-〇）のみを送信すること。なお、この書面の押印は不要。

- ・ 郵送する旨の明示
- ・ 郵送する書類の目録
- ・ 郵送する書類の頁数
- ・ 発送年月日

なお、申請書類の表紙の押印については、電子認証書が実印と同等の機能を有するので不要。ただし、指定の容量を超過して郵送による場合は押印すること。

9. 競争参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

（1）競争参加資格がないと認められた者は、〇〇市長に対して競争参加資格がないと認めた理由について、次に従い説明を求めることができる。

(参考)入札説明書の記載例

◆総合評価落札方式における入札説明書の記載例(11,12/24)

出典:【国土交通省】
地方公共団体向け
総合評価実施マニュアル

① 提出期間: 電子入札システムにより提出する場合は、平成〇年〇月〇日()から平成〇年〇月〇日までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、9時00分から17時00分まで。ただし、紙入札方式による場合は平成〇年〇月〇日()から平成〇年〇月〇日までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、〇時〇〇分から〇〇時〇〇分まで。

② 提出場所: 7. に同じ。

③ 提出方法: 電子入札システムにより提出すること。ただし、紙入札方式による場合は書面(様式は自由)を持参することにより提出することとし、郵送又は電送(ファクシミリ)によるものは受け付けない。

(2) 〇〇市長は、説明を求められたときは平成〇年〇月〇日()までに説明を求めた者に対し、電子入札システムにより回答する。ただし、紙により提出した者に対しては紙により回答する。

(3) 〇〇市長が、(1)により説明を求められたときは、入札日時及び開札日を延期することがある。なお、この場合別途その旨を入札参加者に対し周知する。

10. 現場説明会

現場説明会は行わないものとする。

11. 入札説明書に対する質問

(1) この入札説明書に対する質問がある場合においては、次に従い提出すること。

① 提出方法: 電子入札システムにより提出すること。ただし、紙入札方式による場合は紙を持参することにより提出するものとする。

② 受領期間: 平成〇年〇月〇日()から平成〇年〇月〇日()までの9時00分から17時00分まで。
持参による場合は、上記期間の土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前9時15分から17時30分まで。

③ 提出場所: 7. に同じ。

(2) (1)の全ての質問に対する回答は、平成〇〇年〇〇月〇〇日(〇)に電子入札システム上で回答する。また、紙入札参加予定者に対しては同日にFAXする。

12. 入札及び開札の日時及び場所等

(1) 入札の締切日時は以下の通りとする。

入札の締切は、平成〇年〇月〇日()〇時〇〇分

電子入札システムにより提出すること。ただし発注者の承諾を得た場合は〇〇部〇〇課に持参すること。(郵送による提出は認めない。)

開札は平成〇年〇月〇日()〇時〇〇分 〇〇部〇〇課にて行う。

(2) 場所: 〒〇〇〇-〇〇〇〇 〇〇県〇〇市〇〇 〇-〇

〇〇部〇〇課

(3) その他: 紙による入札を行う場合は、〇〇市長より競争参加資格があることが確認された旨の通知書の写しを提出すること。当該通知書は、表封筒と入札書を入れた中封筒の間にに入れて、表封筒及び中封筒に各々封緘をして提出すること。

13. 入札方法等

(1) 入札書は、電子入札システムにより提出すること。ただし、発注者の承諾を得た場合紙により持参すること。郵送又は電送(ファクシミリ)による入札は認めない。

(2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(3) 入札執行回数は、原則として2回を限度とする。

14. 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金 免除。

(2) 契約保証金 納付(保管金の取扱店 〇〇〇)。ただし、利付国債の提供(保管有価証券の取扱店〇〇〇)又は金融機関若しくは保証事業会社の保証(取扱官庁〇〇)をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。

なお、契約保証金の額、保証金額又は保険金額は請負代金の10分の1(低入札価格調査を受けた者との契約の場合は10分の3)以上とする。

(参考)入札説明書の記載例

◆総合評価落札方式における入札説明書の記載例(13,14/24)

出典:【国土交通省】
地方公共団体向け
総合評価実施マニュアル

15. 工事費内訳書の提出

(1) 第1回の入札に際し、第1回の入札書に記載される入札金額に対応した工事費内訳書の提出を求める。電子入札による場合は、入札書に内訳書ファイルを添付し同時送付すること。また、紙による入札の場合は、工事費内訳書を表封筒と入札書を入れた中封筒の間にに入れて、表封筒及び中封筒に各々封緘をして提出すること。

(2) 工事費内訳書の様式は自由であるが、記載内容は最低限、数量、単価、金額等を明らかにするとともに発注者名及び発注案件名及び業者名を記載すること。また、電子入札による場合は、保存形式は以下によること。

- ・ Microsoft Word (Word2000形式以下のもの)
- ・ Microsoft Excel (Excel2000形式以下のもの)
- ・ Just System一太郎 (Ver10形式以下のもの)
- ・ PDFファイル

なお、ファイル容量は1MB以内に収めるものとし、1MB以内に収まらない場合は郵送すること(書留郵便に限る。)。ただし、圧縮することにより1MB以内に収まる場合は、Zip形式又はLzh形式により圧縮(自己解凍形式は除く。)して送付することを認める。

(3) 入札参加者は押印(電子入札システムにより工事費内訳書を提出する場合を除く。)及び記名を行った工事費内訳書を提出しなければならない。提出された工事費内訳書について説明を求めることがある。また、工事費内訳書が、次の各項に掲げる場合に該当するものについては、競争契約入札心得第○条に該当する入札として、原則として当該工事費内訳書提出業者の入札を無効とする。

① 未提出であると認められる場合(未提出であると同視できる場合を含む。)

- 1) 内訳書の全部又は一部が提出されていない場合
- 2) 内訳書とは無関係な書類である場合
- 3) 他の工事の内訳書である場合
- 4) 白紙である場合
- 5) 内訳書に押印が欠けている場合(電子入札システムにより提出された場合を除く。)
- 6) 内訳書が特定できない場合
- 7) 他の入札参加者の様式を入手し、使用している場合

② 記載すべき事項が欠けている場合

- 1) 内訳の記載が全くない場合
- 2) 入札説明書に指示された項目を満たしていない場合

③ 添付すべきではない書類が添付されていた場合

- 1) 他の工事の内訳書が添付されていた場合

④ 記載すべき事項に誤りがある場合

- 1) 発注者名に誤りがある場合
- 2) 発注案件名に誤りがある場合
- 3) 提出業者名に誤りがある場合
- 4) 内訳書の合計金額が入札金額と大幅に異なる場合

⑤ その他未提出又は不備がある場合

(4) 工事費内訳書は、参考図書として提出を求めるものであり、入札及び契約上の権利義務を生じるものではない。

16. 開札

入札者又はその代理人は開札に立ち合わなければならない。入札者又はその代理人が開札に立ち会わない場合(電子入札システムにより提出した場合は、立ち会いは不要)においては、入札事務に関係のない職員を立ち会わせて開札を行う。

紙による入札者又はその代理人が1回目の開札に立ち会わない場合でも、当該入札は有効として取り扱われるが、再度入札を行うこととなった場合には、当該紙による入札参加者は、再度入札を辞退したものとして取り扱われる。

17. 入札の無効

入札公告において示した競争参加資格のない者のした入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者のした入札並びに別冊現場説明書及び別冊競争契約入札心得において示した条件等入札に関する条件に違反した入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消す。

なお、〇〇市長により競争参加資格のある旨確認された者であっても、開札時点において、4.に掲げる資格のないものは、競争参加資格のない者に該当する。

(参考)入札説明書の記載例

◆総合評価落札方式における入札説明書の記載例(15,16/24)

出典:【国土交通省】
地方公共団体向け
総合評価実施マニュアル

18. 配置予定技術者の確認

落札者決定後、CORINS等により配置予定の主任（監理）技術者の専任制違反の事実が確認された場合、契約を結ばないことがある。なお、病気・死亡・退職等極めて特別な場合でやむを得ないとして承認された場合の外は、申請書の差替えは認められない。病気等特別な理由により、やむを得ず配置技術者を変更する場合は、4（8）に掲げる基準を満たし、かつ、当初の配置予定技術者と同等以上の者を配置しなければならない。

19. 契約書作成の要否等

別冊契約書案により、契約書を作成するものとする。

低入札価格調査を受けた者との契約については、別冊契約書案第34条第1項中「10分の4」を「10分の2」とし、第5項から第7項もこれに準じて割合を変更する。

20. 支払条件

本工事の前払条件は下記の通りとする。

- (1) 前金払 有
- (2) 中間前金払または部分払1回（どちらか一方を選択）

21. 火災保険付保の要否 ○。

22. 当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を、当該工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無 無。

23. 非落札理由の説明

- (1) 非落札者のうち、落札者の決定結果に対して不服がある者は、落札者決定の公表を行った日の翌日から起算して5日（休日を含まない。）以内に電子入札システムにより、〇〇市長に対して非落札理由についての説明を求めることができる。但し、紙入札方式の場合は紙により提出することが出来る。
- (2) (1) の非落札理由について説明を求められたときは、説明を求めることができる最終日

の翌日から起算して5日（休日を含まない。）以内に電子入札システムにより回答する。ただし紙により提出された者に対しては、書面により回答する。

24. 再苦情申立て

- (1) 9. (2) の競争参加資格がないと認められた理由及び非落札理由の説明に不服がある者は書面を受け取った日から7日（休日を含まない。）以内に書面により、〇〇市長に対して再苦情を申し立てることができる。再苦情申立てについては〇〇市入札監視委員会が審議を行う。
- (2) 再苦情申立ての受付窓口及び受付時間
 - ・受付窓口 : 〇〇部〇〇課〇〇係
〒〇〇〇-〇〇〇〇 〇〇県〇〇市〇〇 〇-〇
電話 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇（代） 内線〇〇〇〇
 - ・受付時間 : 土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日の9時15分から18時00分まで。
- (3) 再苦情申立てに関する手続等を示した書類等の入手先
 - ・書類等の入手先: (2) の受付窓口

25. 関連情報を入手するための照会窓口

7. に同じ。

26. その他

- (1) 契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 入札参加者は、別冊競争契約入札心得及び別冊契約書案を熟読し、競争契約入札心得を遵守すること。
- (3) 申請書又は資料に虚偽の記載をした場合においては、指名停止措置要領に基づく指名停止措置を行うことがある。
- (4) 落札者は、8（1）の資料に記載した配置予定の技術者を当該工事に配置すること。
- (5) 入札説明書を入手した者は、これを本入札手続以外の目的で使用してはならない。

(参考)入札説明書の記載例

◆総合評価落札方式における入札説明書の記載例(17,18/24)

出典:【国土交通省】
地方公共団体向け
総合評価実施マニュアル

- (6) 第1回目の入札が不調となった場合、再度入札に移行する。再度入札の日時については、電子入札、紙により持参、郵送が混在する場合がありますため、発注者から指示する。開札時間から約30分以内には発注者から再入札通知書を送信するので、パソコンの前で暫く待機すること、開札処理に時間を要し、予定時間を超えるようであれば、発注者から連絡する。
- (7) 落札となるべき最も高い評価値の入札をした者が2人以上ある時は、くじへ移行する。くじの日時及び場所については、発注者から電話等により指示する。

(別記様式1)

(用紙A4)

競争参加資格確認申請書

平成 年 月 日

〇〇市長 〇〇 〇〇 殿

住 所
商号又は名称
代表者氏名

平成〇年〇月〇日付けで公告のありました〇〇〇〇〇工事に係る競争に参加する資格について、確認されたく、下記の書類を添えて申請します。

なお、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当する者でないこと並びに添付書類の内容については事実と相違ないことを誓約します。

記

- 1 入札説明書記8.(4)①に定める施工実績を記載した書面
- 2 入札説明書記8.(4)②に定める配置予定の技術者の資格等を記載した書面
- 3 入札説明書記8.(4)③に定める契約書の写し。ただし、(財)日本建設情報総合センターの「工事実績情報システム(CORINS)」に登録されている場合は不要。
- 4 入札説明書記8.(4)④に定める災害協定による地域貢献の実績

注) なお、返信用封筒として表に申請書の住所、氏名を記載し、簡易書留料金を加えた料金(430円)の切手を貼った長3号封筒を申請書と合わせて提出して下さい。ただし、電子入札システムで申請した場合は、不要です。

[P O/O]

(参考)入札説明書の記載例

◆総合評価落札方式における入札説明書の記載例(19,20/24)

出典:【国土交通省】
地方公共団体向け
総合評価実施マニュアル

(別記様式2) (用紙A4) (別記様式3) (用紙A4)

同種工事の施工実績

(工事名:〇〇〇〇〇〇工事)

会社名:〇〇〇〇

同種工事の条件			平成〇年度以降に、元請けとして完成・引渡しが完了した下記の要件を満たす同種又は類似工事のいずれかの施工実績を有すること。（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率20%以上の場合のものに限る。）なお、当該実績の工事成績評定点が65点未満のものを除く。
工事名称	工事名称	〇〇道路改良工事（CORINS登録番号）	
	発注機関名	〇〇市	
	施工場所	〇〇県〇〇市〇〇町〇〇	
	契約金額	〇〇,〇〇〇,〇〇〇円	
	工期	平成〇年〇月〇日～平成〇年〇月〇日	
	受注形態等	単体／〇〇・〇〇JV（出資比率〇〇%）	
工事内容	同種の工事の条件を満たす工事であることが確認できる内容を記述すること。	・盛土量 〇〇㎡	

注1）同種工事の施工実績については、記載する工事のCORINS（登録されていない場合は契約書（工事名、契約金額、工期、発注者、請負者の確認ができる部分））の写しを提出すること。ただし、CORINS等での記載内容で同種工事の施工実績が不明な場合については、平面図、構造図、数量総括表等を必ず添付すること。

注2）同種工事の施工実績が〇〇市の発注した工事である場合にあっては、当該工事に係る工事成績評定通知書の写しを添付すること。

注3）記載欄の明示は記入例である。

[P ○/○]

主任（監理）技術者等の資格・工事実績

(工事名:〇〇〇〇〇〇工事)

会社名:〇〇〇〇

配置予定技術者の従事役職・氏名		〇〇技術者 〇〇 〇〇	
最終学歴		〇〇大学 土木工学科 〇〇年卒業	
法令による資格・免許		1級土木施工管理技士（取得年及び登録番号） 監理技術者資格（取得年、有効期限、登録番号及び登録会社） 監理技術者講習（取得年、修了証番号）	
工事経験の条件		1人の者が、過去に、元請けとして完成・引渡しが完了した下記の要件を満たす同種又は類似工事のいずれかの施工経験を有すること。（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率20%以上の場合のものに限る。）なお、当該実績の工事成績評定点が65点未満のものを除く。 （ア）盛土量が、〇〇㎡以上の道路工事であること。	
工事経験の概要	工事名称	〇〇道路改良工事（CORINS登録番号）	
	発注機関名	〇〇市	
	施工場所	〇〇県〇〇市〇〇町〇〇	
	契約金額	〇〇,〇〇〇,〇〇〇円	
	工期	平成〇年〇月〇日～平成〇年〇月〇日	
	受注形態等	単体／〇〇・〇〇JV	
他工事の従事状況等	従事役職	現場代理人・主任（監理）技術者・工事主任等	
	工事内容	同種の工事の条件を満たす工事であることが確認できる内容を記述すること。 ・盛土量 〇〇㎡	
	工事名称	△△△△△工事	
	発注機関名	△△市	
	工期	平成〇年〇月〇日～平成〇年〇月〇日	
	従事役職	現場代理人・主任（監理）技術者・工事主任等	
申請時における	本工事と重複する場合の対応措置		
	CORINS登録の有無	有(CORINS登録番号) ・ 無	

注1）申請時における他工事の従事状況は、従事しているすべての工事について、本工事を落札した場合の技術者の配置予定等を記入すること。（従事している工事の従事役職はすべて記入すること。）

注2）複数出す場合は、複数枚となっても良い。

注3）主任（監理）技術者の経験等については、記載する工事のCORINS（登録されていない場合は契約書（工事名、契約金額、工期、発注者、請負者の確認ができる部分））の写しを提出すること。ただし、CORINS等での記載内容で配置予定技術者の経験等が不明な場合については平面図、構造図、数量総括表等を必ず添付すること。主任（監理）技術者の経験等について、〇〇市の発注した工事である場合にあっては、当該工事に係る工事成績評定通知書の写しを添付すること。

注4）記載欄の明示は記入例である。

[P ○/○]

◆総合評価落札方式における入札説明書の記載例(21,22/24)

◆総合評価落札方式における入札説明書の記載例(23,24/24)

(別記様式4)

(用紙A4)

災害協定等による活動実績

(工事名：〇〇〇〇〇工事)

会社名：○○○○

①災害協定等の有無	あ り、 な し （どちらか一方を記入すること。）
②協定の相手方 及び協定名	協定名：〇〇〇〇災害協定 相手方：〇〇市 協定書写し：別添に添付する。ただし、申請書及び資料の提出 期限日における当該協定の有効性を明確に証明できなければ実 績として認めないので、協定書の写しの外に、年度更新におけ る通知文及び依頼文等の写しも併せて添付すること。 （注：個別工事の依頼文のみ添付しただけでは、当該工事内容が災 害協定に基づくものであるのか明確に判断できないことから実績と して認めないので、協定書の写しを必ず添付すること。）
③災害対応の出動の有無	あ り、 な し （どちらか一方を記入すること） ①の協定に基づかない出動実績でも良い。
④災害対応の出動の 要請機関	〇〇市〇〇事務所
⑤災害の状況（内容）等	台風〇号による、国道〇号線〇〇地先の土砂崩れ
⑥災害対応（復旧）等の 内容	土砂の除去、路面補修

[P O/O]

(様式5)

(用紙A4)

[illegible]